

不適切なサービス管理

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容												
<p>環境農林水産部 循環型社会推進室</p>	<p>新型コロナワクチン接種に係る職務専念義務の免除について、ワクチン接種に必要と認める時間以外で勤務に服さなかった時間は年休等取得の手続を行わなければならないが、全日にわたって職務専念義務が免除されていた。</p> <table border="1" data-bbox="513 646 1205 1136"> <thead> <tr> <th data-bbox="513 646 602 758">職員</th> <th data-bbox="602 646 750 758">ワクチン接種日</th> <th data-bbox="750 646 967 758">ワクチン接種に必要と認める時間</th> <th data-bbox="967 646 1205 758">職務に専念する義務の免除を承認した時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="513 758 602 947">A</td> <td data-bbox="602 758 750 947">令和3年10月8日</td> <td data-bbox="750 758 967 947">午前9時30分から午後0時15分まで</td> <td data-bbox="967 758 1205 947">午前9時30分から午後6時00分まで(全日)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="513 947 602 1136"></td> <td data-bbox="602 947 750 1136">令和3年10月29日</td> <td data-bbox="750 947 967 1136">午前9時30分から午後0時15分まで</td> <td data-bbox="967 947 1205 1136">午前9時30分から午後6時00分まで(全日)</td> </tr> </tbody> </table>	職員	ワクチン接種日	ワクチン接種に必要と認める時間	職務に専念する義務の免除を承認した時間	A	令和3年10月8日	午前9時30分から午後0時15分まで	午前9時30分から午後6時00分まで(全日)		令和3年10月29日	午前9時30分から午後0時15分まで	午前9時30分から午後6時00分まで(全日)	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p><b>【地方公務員法】</b> (職務に専念する義務) 第35条 職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。</p> <p><b>【職務に専念する義務の特例に関する条例】</b> (職務に専念する義務の免除) 第2条 府の職員及び府が設立した地方独立行政法人法第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人(以下「特定地方独立行政法人」という。)の職員は、次の各号の一に該当する場合には、あらかじめ任命権者(特定地方独立行政法人の理事長を含む。)又はこれらの委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。 三 前二号に規定する場合を除くほか、人事委員会(特定地方独立行政法人の職員に係るものにあつては、当該特定地方独立行政法人の理事長)が定める場合</p> <p><b>【職務に専念する義務の特例に関する規則】</b> (職務に専念する義務の免除) 第2条 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ任命権者又はその委任を受けた者の承諾を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。 十二 前各号のほか、人事委員会が適当と認める場合</p> <p><b>【職員の勤務時間、休日、休暇等に関する事務取扱要領】</b> 第8-5 新型コロナワクチン接種を受ける場合の職務専念義務免除の取扱いについて 新型コロナワクチン接種を受ける場合のサービスの取扱いについては、本府人事委員会との協議の上、職免規則第2条第12号に該当するものとし、職務に専念する義務の免除の取扱いについては、次のとおりとする。 (1)職務に専念する義務を免除する場合 a 医療従事者等に該当する職員以外の職員が新型コロナワクチン接種を受ける場合 (2)職務に専念する義務を免除する期間 必要と認める期間又は時間</p>	<p>今回誤って承認した職務専念義務の免除については、これを取り消し、年次休暇として処理を行った。 今回の検出事項の原因は、申請者が職員健康管理事業におけるサービスの取扱いについての正確な認識を欠いていたことと、直接監督責任者の確認不足であった。 再発防止のため、室内職員に対し、サービスに係る申請を適正に行うよう周知徹底するとともに、直接監督責任者が承認を行う際には、その要件の確認を確実にを行うよう注意喚起を行った。</p>
職員	ワクチン接種日	ワクチン接種に必要と認める時間	職務に専念する義務の免除を承認した時間												
A	令和3年10月8日	午前9時30分から午後0時15分まで	午前9時30分から午後6時00分まで(全日)												
	令和3年10月29日	午前9時30分から午後0時15分まで	午前9時30分から午後6時00分まで(全日)												

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和4年6月3日から同月20日まで)